

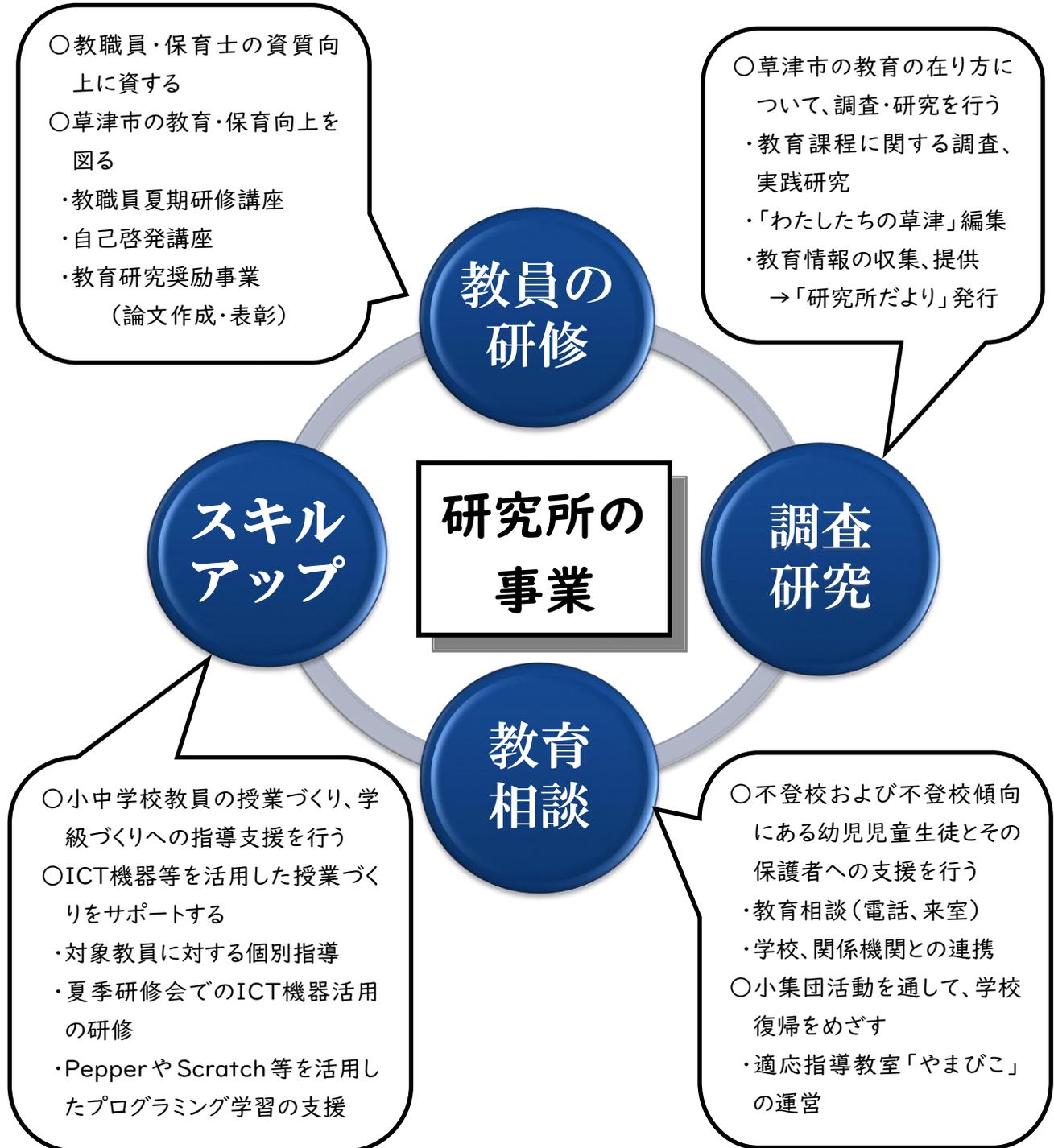
令和4年度 草津市立教育研究所第1回運営委員会

日時 令和4年6月16日(木)
15:30~16:45
場所 草津市立教育研究所2F 研修室

- 1 開会あいさつ
 - 2 運営委員紹介・所員紹介
 - 3 会長・副会長の選出
 - 4 事業概要の説明
 - ①教職員の研修に関する事業について
 - ②調査研究に関する事業について
 - ③教育相談に関する事業について
 - ④スキルアップ事業について
 - ⑤その他
 - 5 意見交換
 - 6 連絡事項
 - 7 閉会あいさつ
- ☆ 施設紹介

第2回 運営委員会 令和5年2月2日(木) 午後を予定

草津市立教育研究所 理念図



草津市立教育研究所 運営委員会

研究所の運営についての調査・審議

令和4年度 草津市立教育研究所運営委員会運営委員 (敬称略)

	団体等	氏名	所属
1	学識経験を有する者	系乗 前	滋賀大学教育学部教授
2	校長会の代表	成田 陽子	笠縫小学校長
3	園長・所長の代表	中島 昭子	老上こども園長
4	教頭会の代表	藤井 泰三	高穂中学校教頭
5	小中学校教員の代表	雪竹 幸美	志津南小学校教諭
6	市社会教育委員の代表	橋本 篤典	草津市社会教育委員会議代表
7	市PTA連絡協議会の代表		
8	市同和教育推進協議会の代表	片山 恵泉	市同和教育推進協議会副会長
9	公募による市民	西村 旭生	
10		真崎 英香	

○研究所職員一覧

		氏名	担当業務
1	所長	木村 弘子	所内事務の総轄 中学校教員のスキルアップ支援
2	副参事	恒松 睦美	SSW(スクールソーシャルワーカー)
3	指導主事	奥村 真也	所内事務・事業運営全般
4	専門員	湯浅 圭太	所内事務(児童生徒支援課と兼務)
5	研究員	杉本 久美香	調査研究
6	指導員	中谷 仁彦	適応指導教室「やまびこ」 教育相談・学校支援
7		小川 絹子	
8		西澤 留美子	
9		西村 奈那子	
10	スキルアップアドバイザー	清水 康行	小学校教員のスキルアップ支援
11		山崎 賢	
12		仲野 忠克	ICT活用のスキルアップ支援

令和4年度の主な事業計画

教職員の研修に関する事業→(P6～)

1 研修講座→(P6)

- ・本市教育の今日的課題に応える研修講座を教職員対象に実施する。

① 夏期研修講座

- ・人権教育講座 ・特別活動、道徳教育講座 ・生徒指導講座 ・教育相談講座
- ・特別支援教育講座 ・学力向上講座 ・ICT教育講座 ・英語教育講座
- ・幼児教育講座 ・教育講演会 ・理科教育講座

② 自己啓発講座(5月～11月の間に4～5回程度開催予定)

2 教育研究奨励事業→(P7～)

- ・教職員等の教育に関する研究実践の促進を図り、個人および共同による研究を奨励する。
- ・3部門(フレッシュ研究部門、ステップアップ研究部門、就学前教育研究部門)で応募を呼びかけ、教育研究の活性化を図る。
- ・教職員等の自発的な研究(教育研究奨励事業最優秀賞等受賞者)の成果を発表する。

3 研究発表大会→(P9)

- ・教育研究奨励論文発表会の後、教育講演会を開催する。
- ・本市教育委員会が進めてきた教育研究奨励事業の調査研究の成果を発表し、学校・園所における教育内容や指導方法の改善に資する。併せて教育の今日的課題についての講演会を開催し、本市教育の充実を図る。

調査研究に関する事業→(P10)

4 学校活性化に関する調査・実践研究

- ・研究員による調査研究を行う。
- ・草津市の教育のあり方について、授業実践を手がかりに調査研究を行う。

研究テーマ 【自ら「はてな」を見つけ、「やり方」を考える子を育てる算数授業～「個別最適な学び」と「協働的な学び」という観点から学習活動を工夫して～】

5 小学校3・4年生向け社会科副読本「わたしたちの草津」の活用に向けた取組

- ・令和5年度から3年間使用する部分改訂版の副読本の印刷・製本
- ・今回の部分改訂に合わせた指導書の作成

教育相談に関する事業→(P11~)

6 教育相談事業(やまびこ教育相談室)

- ・教育相談・・・電話相談と来室相談・・・月～金曜日(※祝日を除く)
9:00～17:00(金曜日は14:00まで)
不登校および不登校傾向にある幼児児童生徒とその保護者に対し、生活上の悩みや不安に対して教育相談を行い、来談者が自分自身を見つめなおし、自己解決できるよう支援する。
- ・学校支援・・・不登校等問題についての情報提供や助言を行い、早期解決をめざす。
要保護児童対策地域協議会、教育相談主任会、小中学校生徒指導主事主任会、問題行動対策会議及び問題行動対策委員会へ出席する。
- ・適応指導教室「やまびこ」月・水・木・金曜日 9:30～15:00(※金曜日は14:00まで)
適応指導教室に通級する児童生徒が、小集団での活動体験を通して協調性や集団への適応力を身につけ、学校復帰することをめざす。
- ・事例研究会・・・やまびこ教育相談室が行う相談事例についてスーパーバイザー<社会福祉士・精神保健福祉士>(年間9回を予定)よりアドバイスを受ける。

スキルアップ事業→(P13)

7 スキルアップアドバイザー事業

- ・教員の学習指導や学級経営等の実践的指導力を高めるために、スキルアップアドバイザーを設置し、授業づくりや学級づくり等についての相談や指導等を行う。
- ・プログラミング教育推進の支援を行う。
- ・授業づくり、学級づくりの相談活動
- ・「スキルアップ夏期支援講座」の開設
- ・教育図書・学習指導案など、教育情報の収集および提供

その他

8 教科書センター

教科書展示会 期間：6月3日(金)～7月1日(金)

(火曜・木曜・土曜) 10:00～18:45

(水曜・金曜) 11:30～20:15

(ただし、日曜・月曜は、閉室日のため開催しない)

場所：アーバンデザインセンターびわこ・くさつ(UDCBK)

9 学校問題サポートチーム会議

小学校、中学校等に対する保護者、地域住民等からのさまざまな要望のうち、苦慮するものに適切に対応すること、および児童、生徒等の問題行動への効果的な対応と未然防止を図ることを目的に、草津市学校問題サポートチームを設置する。

学校からの相談または依頼に応じ、問題の解決および未然の防止に向けた対処方針について、スーパーバイザー（弁護士、社会福祉士・精神保健福祉士）からの法的な視点や福祉的な視点を取り入れた指導または助言を行う。

10 「研究所だより」「所報」の発行

「研究所だより」：年間数回、市内の教育情報や教育研究所の取り組みなどをまとめて発行する。各幼保園所・小中学校ならびに関係機関へ送付。

「所報」：1年間の教育研究所の取り組みをCD-ROMにまとめ、各幼保園所・小中学校ならびに関係機関へ送付。



令和4年度 研修講座

夏期研修講座（一般講座）

	テーマ	日・曜日	時間	講師名	備考
1	人権教育1 (部落問題学習)	7月27日 (水)	午後	山崎 賢さん (教育研究所スキルアップアドバイザー)	
2	人権教育2 (LGBTQ+)	7月25日 (月)	午後	日高 庸晴さん (宝塚大学教授)	
3	生徒指導	8月2日 (火)	午前	峯本 耕治さん (弁護士 学校問題サポートチーム会議アドバイザー)	
4	生徒指導	8月2日 (火)	午後	峯本 耕治さん (弁護士 学校問題サポートチーム会議アドバイザー)	
5	教育相談	7月27日 (水)	午前	周防 美智子さん (岡山県立大学准教授)	
6	特別支援教育	8月4日 (木)	午後	細谷 亜紀子さん (野洲市立篠原小学校長)	
7	学力向上1	7月22日 (金)	午後	水戸部 修治さん (京都女子大学教授)	
8	学力向上2	8月5日 (金)	午前	大橋 宏星さん (滋賀大学准教授)	
9	英語教育	7月26日 (火)	午前	赤沢 真世さん (佛教大学准教授)	
10	特別活動・ 道徳教育	7月29日 (金)	午後	杉田 洋さん (國學院大学教授)	道徳教育推進教師
11	ICT教育	7月25日 (月)	午前	糠塚 一彦さん (草津市教育委員会 学校政策推進課)	
12	教育研究発表大会	8月1日 (月)	午後	中澤 静男 (奈良教育大学教授)	奨励事業応募者

くさつ教員塾（3講座）

	テーマ	日・曜日	時間	講師名	備考
1	体育実技 (学校教育課・学校保健体育係共催)	8月4日 (木)	午前	岡松 秀房さん (立命館大学トレーナー室設置準備室室長)	
2	幼児教育 (幼児課共催)	7月26日 (火)	午後	木下 光二さん (鳴門教育大学教授)	保幼小連携に関わる教員/保育士
3	理科教育 <現地研修>	7月29日 (金)	午前	市内 CST 教員	

自己啓発講座（15：20～16：50）

	テーマ	日・曜日	講師名	備考
1	体育実技	6月14日 (火)	山田 淳子さん(滋賀大学教育学部 准教授)	@老上西小学校
2	図画工作・美術	9月初旬	山田 和美さん(老上小学校教諭)	予定
3	音楽	10月頃	麻植 美弥子さん(福井大学教育学部非常勤講師)	予定

令和4年度草津市教育研究奨励事業 概要

1 目的

市内教職員・保育士の自発的な教育研究活動の促進を図るため、教職員・保育士の個人またはグループの研究に対して奨励賞を授与し、もって教育・保育現場における意欲的かつ創意あふれる学級、学年、学校・園・所等の経営ならびに学習指導方法の改善と充実を図り、教職員・保育士の資質向上に資するとともに、草津市の教育・保育向上を図ることを目的とする。

2 応募対象者

市内公立小学校、中学校、幼稚園、保育所に勤務する教職員・保育士で、個人またはグループとする。

3 応募部門の種別

研究部門

①	ステップアップ研究 (現職の経験年数は問わない)	これまでの研究実践をふまえて、さらに創造的な実践や今日的課題を追究する実践を積み重ねた研究
②	フレッシュ研究 (若手教員を対象とした研究)	経験10年未満の教職員が行う実践研究
③	就学前教育研究 (保育所・こども園の職員を対象とした研究)	幼児教育・保育の実践を整理し、レポートとしてまとめることによって教育力・保育力を向上させる実践研究

4 研究内容の種別

(1) 研究分野

研究内容の種別は、学校・園・所の教育・保育全般に関する実践的研究とし、次ページの「表1」分野番号より選択する。

研究テーマの詳細については、別紙「研究分野別テーマ例」を参照すること。

「表1」

分野番号	分 野
1	教科・道徳・総合的な学習の時間における学習指導に関する内容
2	生徒指導・教育相談に関する内容
3	特別支援教育に関する内容
4	人権教育に関する内容
5	幼児教育・保育に関する内容
6	経営・運営・組織（学級・学年・園・所・事務等）に関する内容
7	課題研究（教育研究所が指定する研究課題に対する実践研究）

5 賞の種類

- (1) 最優秀賞 各部門につき2～3点（個人またはグループ）
研究内容が特に優れた内容であった個人またはグループに対し、賞状を授与する。
- (2) 優秀賞 各部門につき3～4点
研究内容が最優秀に準じて優れた内容であった個人またはグループに対し、賞状を授与する。
- (3) 特別賞 全部門で若干点
特に独創性に優れた研究内容の個人またはグループに対し、賞状を授与する。
- (4) 教育研究所賞 全部門より若干点
「分野番号 7 課題研究」よりテーマを設定し研究したものの中で、特に優れた研究内容の個人またはグループに対し、賞状を授与する。
- (5) 奨励賞
(1)～(4)以外の個人またはグループに対し、賞状を授与する。

6 応募の条件

- (1) 文部科学省、県教育委員会、その他の機関等の指定による研究指定校ならびに実践推進校に所属する個人またはグループが、同じ研究テーマで応募することはできない。
- (2) 当該研究に対して、財団法人等から研究奨励または研究費等の助成を受けているものは応募することはできない。
- (3) 同じ研究テーマで、他の機関へ二重に応募することはできない。
- (4) 同一応募者が、複数の研究を応募することはできない

令和4年度 草津市立教育研究所研究発表大会 開催要項

- 1 趣 旨
草津市立教育研究所（草津市教育委員会）が進めてきた教育研究奨励事業における受賞者による研究成果の発表をとおして、学校・幼稚園・保育所・こども園の教育内容や指導方法の改善に資する。
併せて、教育の今日的課題についての講演会を開催し、本市教育の充実を図る。
- 2 主 催 草津市教育委員会 草津市立教育研究所
- 3 日 時 令和4年8月1日（月） 13:00～16:30
- 4 場 所 草津市立教育研究所 2階研修室
- 5 日 程
第1部 研究発表大会 13:00～14:15
第2部 教育講演会 14:30～16:30
- 6 参加対象 学校教育関係者および教育関係機関
- 7 内 容
第1部 研究発表大会
(1) あいさつ 13:00～13:10
(2) 令和3年度の教育研究奨励事業最優秀賞等受賞者による発表
と意見交流（就学前・小学校・中学校より1点ずつ）
13:10～14:15
※休憩・教育講演会準備（15分間）
第2部 教育講演会
(1) あいさつ 14:30～14:35
(2) 研究報告 令和3年度草津市立教育研究所研究員による
研究報告 14:35～14:50
(3) 教育講演会 14:50～16:20
講 師 奈良教育大学
教授 中澤 静男さん
演 題 まずやってみるESD
(4) 閉 会 16:20～16:30

★令和4年度調査研究に関して

1 研究主題（研究員による研究）

自ら「はてな」を見つけ、「やり方」を考える子を育てる算数授業
 ～「個別最適な学び」と「協働的な学び」という観点から学習活動を工夫して～

2 研究概要

令和3年3月に文部科学省から「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの充実に関する参考資料」が出された。そこには、「**個別最適な学び**」について「指導の個別化」と「学習の個性化」の二側面を踏まえつつ、それぞれの児童生徒が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることが大切だと記されている。また、令和3年1月の答申概要では、「**協働的な学び**」について一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出していくようにすることが大切だと示されている。

そこで、本研究では、小学校算数科の「データ活用」領域の授業において、子どもたちが自ら「はてな（課題）」を見つけ、その「やり方（学習方法や解決方法）」について自ら考え出していく姿をめざし、「個別最適な学び」と「協働的な学び」という観点から学習活動の在り方を探っていきたい。

3 研究の計画

第一期				第二期					第三期		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研究テーマの決定、研究計画	授業実践協力校への依頼 先行研究等の分析と	授業計画案の作成	授業実践協力者との教材研究	授業実践協力者との教材研究	授業実践前の子どもアンケートの実施、実態把握	授業実践協力校にて授業実践内容の検証	授業実践後の子どもアンケートの実施・分析	研究論文の作成	研究論文の作成・研究発表の準備	運営委員会にて研究の発表 所報に研究論文の掲載。	次年度に向けて研究構想

★地域教材（わたしたちの草津）の活用について

部分改訂された「わたしたちの草津」（R5年度より使用）の指導書の作成

昨年度、社会科副読本「わたしたちの草津」の部分改訂の原稿を作成しているので
 今年度は、その社会科副読本に合わせた指導書を推進委員、編集委員とともに作成する。

今年度の予定

- 編集委員会（推進委員会）の開催・・・・・・・・・・令和4年5月27日（金）
- 編集委員による指導書の作成、編集作業・・・・・・・・・・令和4年6月～
- 編集委員会で進捗状況確認等の作業・・・・・・・・・・令和4年8月23日（火）
- 編集委員で最終作業、推進委員で原稿チェック・・・・・・・・・・令和4年9～11月
- 正副委員長と事務局で最終チェック・・・・・・・・・・令和4年12月末
- 原稿を教育委員会へ回議後、印刷・・・・・・・・・・令和5年1月～

教育相談に関する事業について

やまびこ教育相談室

面談【相談室・プレイルーム】

〈目的〉不登校および不登校傾向等の悩みや不安に対して、教育相談を行う。

〈内容〉60分程度の相談（予約制）

〈日時〉月～金曜日 9:00～17:00
（金曜日は14:00まで）

〈対象〉市内に在住する子ども及びその保護者・関係者

★相談室における個別相談

★プレイルームにおける本人面談
およびプレイセラピー

電話相談【事務室内】

〈目的〉不登校および不登校傾向の悩みや不安の電話に対応し、必要に応じて来室相談につなぐ。

〈内容〉電話による相談

〈日時〉月～金曜日 9:00～17:00
（金曜日は14:00まで）

〈対象〉市内に在住する子ども及びその保護者・関係者

学校支援

〈目的〉不登校等の問題について情報提供や助言を行い、早期解決をめざす。

〈内容〉市立幼稚園、こども園長および小中学校長の要請に応じてケース会議等に参加し、情報提供を行い、教育相談に関わる支援を行う。教育相談や適応指導教室での児童生徒、保護者の状況について、所属校（園）との情報共有を行い見立てと対応を明確化する。

〈日時〉月～金曜日 9:00～17:00
（金曜日は14:00まで）

〈対象〉市内小中学校および保育園
保育所・幼稚園・こども園
教職員

適応指導教室

〈目的〉不登校の状態が継続している小・中学生を対象に、生活リズムを整え、小集団での活動を通して人と関わる力を高め、学校復帰、社会的自立ができるよう支援する。

〈内容〉ゆとりのある時間の中でエネルギーを高め、個に応じた目標を持たせ活動や学習に取り組ませる。また、小集団活動を通じて、コミュニケーション能力を高める。

〈日時〉月・水・木・金曜日
9:30～15:00

（金曜日は14:00まで）

★通級する児童・生徒は定期的に相談員とのプレイセラピーまたは教育相談を実施。

★保護者も相談員と面談。

令和4年度適応指導教室『やまびこ』

1 目的

適応指導教室「やまびこ」に通級する児童生徒が、小集団での活動体験を通して協調性や集団で過ごせる力をつけるとともに、家庭・学校・関係機関と連携を密にし、学校復帰、社会的自立につながるよう支援する。

2 開室の曜日と時間

- ・曜日 月・水・木・金（*火曜日は学校登校日、祝日を除く）
- ・時間 9：30～15：00（*金曜日は14：00まで）

3 活動内容

①学習への取組

各自で学習の計画を立てる→各自が持参したテキストや教科書等を使った自主学习

②個別の取組

一人ひとりのペースに合わせた活動→読書、絵を描く、折り紙、工作など

③集団での取組

グループ活動を中心とした活動

→レクリエーション、ゲーム（ジェンガ、トランプ等）、カロム、卓球など

④特別活動

調理活動、体験活動（公共交通機関の利用、買い物、見学や制作、SSN交流など）、季節行事など

⇒ 施設見学やSSN交流については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため当面は見合わせ

⑤施設を利用した取組

- ・ロクハ公園（散歩、アスレチックやバドミントンなど体を動かすなど）へ行く
- ・市立図書館での読書、借出

⑥その他

栽培活動、かまど調理、次世代文化交流事業の活用、映画鑑賞、ミニ講座など

4 学校連携

- ・毎週火曜日を『学校登校日』として、別室登校・放課後登校等、適応指導教室に通級する児童生徒が積極的に学校と関わる日に設定している
- ・各小中学校と、週末に出席状況報告や活動についての情報交換を電話で行う
- ・関係者会議を不定期に実施し、担任や教育相談担当等と懇談する

スキルアップ事業

一人ひとりの授業力・教師力の向上を!!

スキルアップ事業は

- ◆ スキルアップ事業は、「スキルアップ支援（夏季講座を含む）」および「教育情報提供」の2つの内容で行います。



- ◆ 「スキルアップ支援」は、

① 学校教育の内容がますます拡大・複雑化し、求められる質も一層高度化するなかで、教員が自らの資質・能力（授業力・学級経営能力等）の日常的な向上・更新を図ることを促し、支援するために**対象教員に向けて個別指導を行う**ものです。

② また、「スキルアップ支援」を介して、

各学校の授業研究会やG-OJT研修の取組の活性化を促します。

③ さらに、夏季休業期間中に実施予定の「スキルアップ支援夏季講座」では、

対象教員が一堂に会し、「New草津型アクティブ・ラーニング」の推進やICTの有効活用等をテーマとした研修を行います。



- ◆ 「教育情報提供」は、

○ 魅力ある授業をめざす教員に、教育研究所で教育図書等の閲覧・貸出しを行うとともに、Teamsの「たび丸ネット」を活用して学習指導案が閲覧できるようにします。

スキルアップアドバイザーの仕事

- ◆ 対象教員の授業を定期的に参観し、授業の各場面に応じた具体的なアドバイスを継続的に行うことにより、授業力の向上をめざすとともに学級経営や子どもとのかかわり方等、教師力全体についての個別指導を行います。



- ◆ 教頭、教務主任、学年主任、教科主任等と連携し、「スキルアップ支援」の円滑で効果的な実施を図るとともに、各学校の授業研究会やG-OJT研修の活性化を促します。

- ◆ 管理職との面談を年間に3度行い、本事業に関する情報交換を行います。

参観や個別指導の機会（回数）を、対象教員個々のこれまでの教職経験や対象教員自身が感じる課題等に応じて調整し、柔軟な個別の支援プログラムをつくります。

ICTの有効活用等を促します。

「New草津型アクティブ・ラーニング」の推進に向けた授業改善の推進を支援します。

○草津市立教育研究所設置条例

昭和55年3月29日 条例第7号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、草津市立教育研究所(以下「教育研究所」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 教育研究所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立教育研究所

位置 草津市青地町1086番地

(目的)

第3条 教育研究所は、教育に関する調査研究および教育関係職員の研修を行い、本市教育の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 教育研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究および指導
- (2) 教育に関する各種資料の作成
- (3) 教育関係職員の研修
- (4) 生徒、児童および幼児の教育相談および指導
- (5) 教育図書資料室および教科書センターの経営
- (6) 視聴覚教材ライブラリーの経営
- (7) その他目的を達成するために必要な事項

(職員)

第5条 教育研究所に、所長その他必要な職員を置く。

(草津市立教育研究所運営委員会)

第6条 教育研究所の円滑な運営、その他必要な事項を調査審議するため、草津市立教育研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、前項の目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 草津市立教育研究所の運営に関すること。
- (2) 学校教育および社会教育の現状および課題に関すること。
- (3) 学校・地域・家庭の連携および融合の推進に関すること。
- (4) その他、教育課題に係る調査研究内容に関すること。

3 運営委員会は、13人以内で組織する。

4 この条項に定めるもののほか、運営委員会の組織、運営その他必要な事項は教育委員会が別に定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育研究所の組織、管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年4月1日条例第11号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年3月25日条例第9号)

この条例は、平成4年5月6日から施行する。

付 則 (平成14年10月9日条例第40号)

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

付 則 (平成23年12月27日条例第21号)

この条例は、平成24年3月15日から施行する。

付 則 (平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立教育研究所設置条例（昭和55年草津市条例第7号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、草津市立教育研究所（以下「研究所」という。）の組織、管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 研究主事 若干人
- (3) 教育研究所指導主事 若干人
- (4) その他必要な事務に従事する職員 若干人

2 前項に定めるもののほか、研究所の事務を処理させるため、必要な職員を置くことができる。

(職務)

第3条 所長は上司の命を受け、研究所の事業を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 研究主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の研究にあたる。

3 教育研究所指導主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の指導事務に従事する。

4 その他必要とする職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(分掌事務)

第4条 研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 研究所の広報広聴に関すること。
- (2) 設備、備品等の維持管理に関すること。
- (3) 公印の保守に関すること。
- (4) 文書の收受発送および保存に関すること。
- (5) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (6) 教育資料の収集、保管および利用に関すること。
- (7) 教育図書資料室、教科書センターおよび視聴覚ライブラリーの経営に関すること。
- (8) 教育に関する専門的・技術的な指導に関すること。
- (9) 教育関係職員の研修に関すること。
- (10) 教育相談に関すること。
- (11) 研究協力員の指導に関すること。
- (12) 研究所の一般庶務に関すること。

(研究員)

第5条 研究所に研究員をおくことができる。

2 研究員は、教育に関する研究に従事する。

(研究部)

第6条 教育に関する調査研究の充実を図るために、研究所に専門の研究部をおくことができる。

2 研究部には、調査研究に協力する研究協力員を置くことができる。

3 研究協力員は、教職員のうちから所長が推薦し、教育長が委嘱する。

(草津市立教育研究所運営委員会)

第7条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 校長会の代表
 - (3) 園長・所長会の代表
 - (4) 教頭会の代表
 - (5) 小中学校教員の代表
 - (6) 市社会教育委員の代表
 - (7) 市PTA連絡協議会の代表
 - (8) 市同和教育推進協議会の代表
 - (9) 公募による市民
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。
 - 4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。
 - 7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。
 - 10 運営委員会の庶務は、草津市立教育研究所において処理する。
 - 11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第8条 この規則に定めることのほか、必要な事項は教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年4月1日教委規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成10年4月1日教委規則第4号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日教委規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年6月1日教委規則第11号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

付 則（平成26年8月1日教委規則第17号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日教委規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日教委規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。